

逗子市からのお知らせ

池子 40 ヘクタール公園の実現に向け

2011 年（平成 23 年）10 月 30 日

◇逗子市、国、米軍との三者協議会の開催

池子住宅地区内約 40 ヘクタールの土地について、9 月 29 日に開催された日米合同委員会の下部機関である施設調整部会において、返還及び共同使用の協議が行われ、「一部土地の返還については引き続き日米間で協議することとし、できるだけ早期に返還が実現するよう努力する。」「返還に向けた手続きが完了するまでの間、3 点の基本的な要件（裏面に記載）を満たすことを条件に、共同使用する。」「共同使用の開始前に、米側、南関東防衛局、逗子市の代表者との間で、当該共同使用に係る使用協定を締結する。」ことが確認されました。

翌 30 日には、共同使用の具体化に向けた、米軍、防衛省、市による三者協議会が開催され、市から米軍へ土地利用案を説明したほか、防災対応での相互支援や親善交流などについても協議を行っていくこととなりました。

◇共同使用申請書を提出

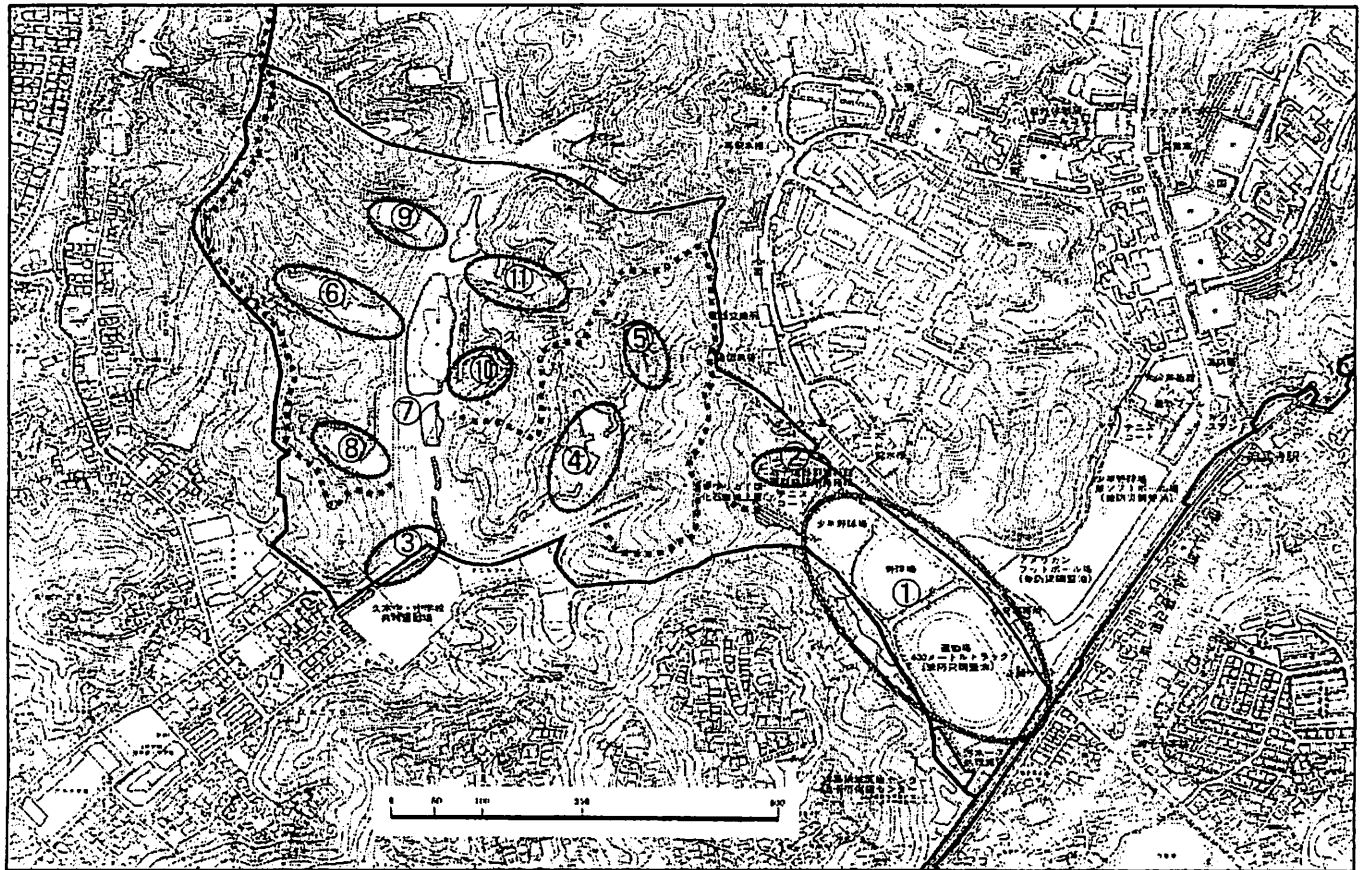
共同使用申請書を、10 月 12 日に南関東防衛局に提出いたしました。今後、財務省関東財務局国有財産地方審議会で土地の無償での使用について審議、日米合同委員会での承認、閣議決定、政府間協定締結を経て、所要の手続きが行われた後、共同使用が許可されることとなります。

平成 26 年度中の開園を目指して

市は、平成 26 年度中の開園を目標に、市の管理の下、市民が自由に楽しめる公園として利用できるよう、国、米軍に強く要請しています。今後は、皆様のご意見をお聞きしながら公園整備を進め、具体的な利用方法などについて市と米軍との間で現地協定を結び、一日でも早く利用ができるよう、努力してまいります。

逗子市長 平井 竜一

施設整備案



- ①運動施設 ②池子遺跡群資料館兼公園管理棟 ③公共施設 ④子ども遊び広場
⑤ドッグラン ⑥～⑪キャンプ場（⑥は他の使用有） ⑦広場 ……ハイキングコース

共同使用のための3点の基本的な要件

（施設調整部会会議概要抜粋）

- 既存管理事務所、正面ゲート、管理棟（スポーツジム）、スクールバス駐車場その他日米間で合意される施設の移設整備
 - 共同使用される区域とその他の地区を隔てるフェンスの設置
 - 共同使用されない地区に所在する倉庫及び資材置き場への車両出入り用ゲートの設置（共同使用地の北側外に在り、共同使用地内からのみ出入りができる）
- ※40ヘクタールの土地に在る施設の移設・設置は、米軍と協議の上、防衛省が実施することになります。

逗子市経営企画部基地対策課

249-8686 逗子市逗子5-2-16

046-873-1111（内線331） 046-873-4520（FAX）

kichi@city.zushi.kanagawa.jp